

伊平屋村立野甫小学校・中学校

学校危機管理マニュアル

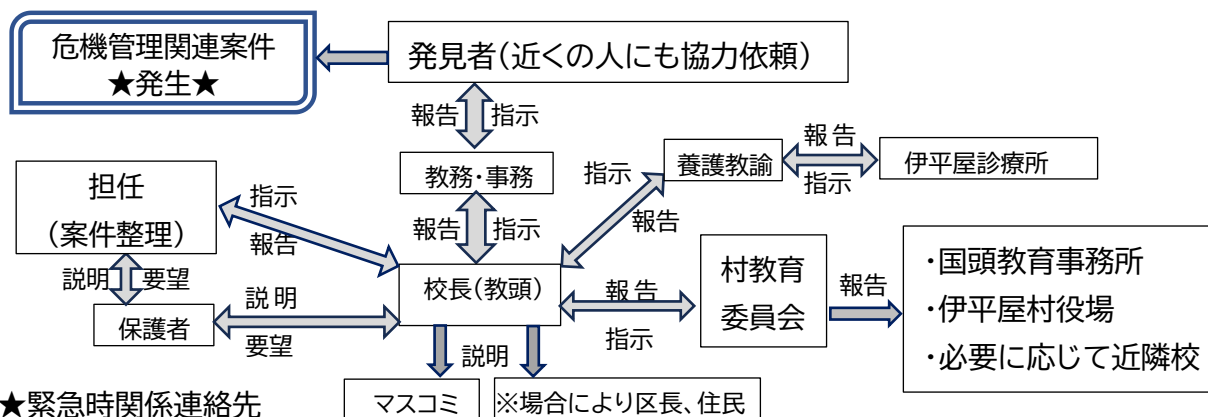
令和【令6年3月改定版】

【目次】

1 学校危機管理の基本的方針(予防と対応)・ 1	8 給食の事故への対応 …………… 5
2 暴風警報(気象災害)への対応 …………… 3	9 いじめへの対応 …………… 5
3 地震への対応 …………… 4	10 虐待への対応 …………… 6
4 津波への対応 …………… 4	11 セクシャル・ハラスメントへの対応………… 6
5 事故・急病時の対応 …………… 4	12 教職員の不祥事・健康管理への対応………… 6
6 不審者への対応 …………… 5	13Jアラートによるミサイル発射情報への対応…6
7 食物アレルギーへの対応 …………… 5	14 個人情報流出への対応………… 7

※資料:野甫区防災マップ(主要箇所の海拔)

(6) 緊急時連絡系統【基本】



No	連絡先(0980)	備考
1	伊平屋村教育委員会 46-2003	指導主事又は課長
2	国頭教育事務所 52-2664	基本は委員会より報告
3	伊平屋村駐在所 46-2130	
4	伊平屋村消防団	★119★ 沖縄県消防指令センターへつながります(一元化)。
5	伊平屋村役場【緊急対応】 ※通常:46-2001(総務課)	
6	伊平屋診療所 46-2116	※救急車は119
7	伊平屋中学校 46-2006	
8	伊平屋小学校 46-2009	
9	伊平屋幼稚園 46-2561	園長は伊平屋小校長
10	伊平屋保育園 46-2466	
11	野甫区長 ※学校長より連絡	R5:西銘 敏安(としやす)

1 学校危機管理の基本方針(予防と対応)

(1)目的

- ①子どもと教職員の人権・生命を守る
- ②学校の組織・運営を守る
- ③学校に対する保護者や地域社会からの信用・信頼を守る

(2)危機管理の法的根拠

【学校保健安全法】第 29 条

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

(3)想定される危機の種類(例) ～予防策構築の観点～

分類		内容
学習活動	授業等	運動時、実験・実習、校外活動
	学校行事	校外学習、宿泊学習、修学旅行、職場体験学習
	部活動	熱中症、骨折、頭部の打撲、脳震盪、大量出血
	その他	不審者侵入、学校施設利用中の事故
登下校	交通事故	死傷事故
	不審者	声かけ、わいせつ行為、行方不明、誘拐
健康	感染症	新型コロナ、インフルエンザ、感染性胃腸炎等の集団感染
	アレルギー	アナフィラキシーショック
	食中毒	集団食中毒、給食への異物混入
問題行動	非行	暴力行為、薬物乱用、喫煙、飲酒、性犯罪、深夜徘徊
	いじめ	いじめに起因する傷害、自殺企図、ネット上の誹謗中傷
災害	火災・自然災害等	火事、台風、洪水、地震、津波
施設設備	施設設備	施設設備 保守管理・修繕の不備、誤使用に起因する人身事故
教職員	不祥事	飲酒運転、体罰、セクハラ
	健康管理	心身の不調、勤務時間の管理不足
	事故	交通事故
教育計画	教育課程	未履修、不適切処理(テスト、成績、調査書評定)
財務	資金管理	公金遺失・横領
	会計処理	不適正な公金支出・執行
情報	個人情報	個人情報の漏洩・肖像権侵害
	情報システム	システムダウン、ウイルス
業務執行	保護者	信用失墜・虐待・ネグレクト(育児放棄)・貧困・DV
	威力業務妨害	不当要求、クレーム
	広報・報道	不適切対応、指揮系統の混乱

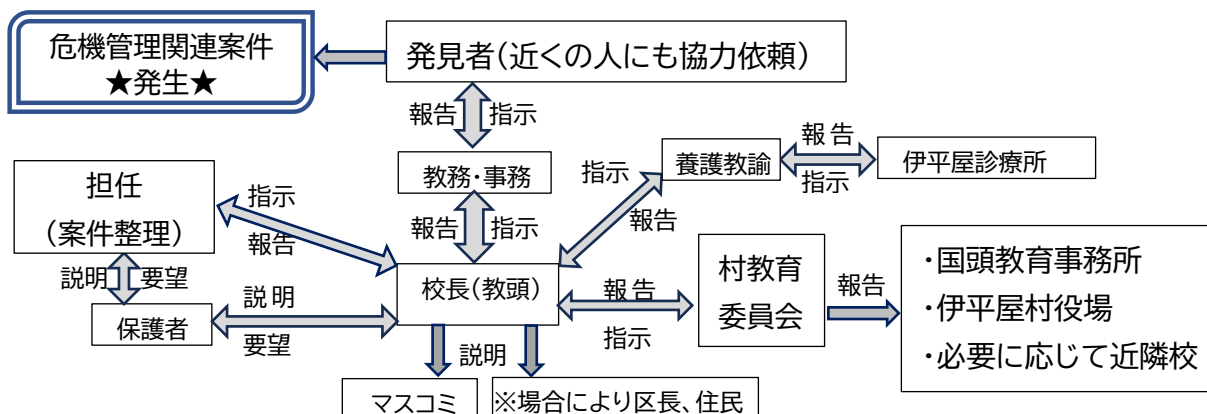
(4)危機発生時の下校措置

分類	想定される事態	対応方法
ランク1 (危機度:低)	大雨や暴風、高温や大雪など、状況の悪化が予測される場合	放課後の活動を中止にして、生徒全員を下校させる
ランク2	不審者の徘徊、地震や異常気象で生徒の安全確保が困難な場合	職員引率のもと、グループで集団下校させる
ランク3	大規模災害等で教員引率の集団下校が困難な場合、警察等各関係機関からの指導で下校を止められた場合	保護者に迎えにきてもらう(学校待機・保護者への引き渡し・関係機関への協力依頼)
ランク4 (危機度:高)	校区または近隣で凶悪犯が徘徊、特別警報または暴風警報が発令、震度5弱以上の地震が発生した場合	授業時間の繰り上げ、もしくは繰り下げ、生徒の安全確保を最優先した対応

(5)緊急時関係連絡先

No		連絡先(0980)	備考
1	伊平屋村教育委員会★	46-2003	指導主事又は課長
2	国頭教育事務所	52-2664	基本は委員会より報告
3	伊平屋村駐在所★	46-2130	
4	伊平屋村消防団	★119★	沖縄県消防指令センターへつながります(一元化)。
5	伊平屋村役場【緊急対応】		
6	伊平屋診療所★	46-2116	※救急車は119
7	伊平屋中学校	46-2006	
8	伊平屋小学校	46-2009	
9	伊平屋幼稚園	46-2561	園長は伊平屋小校長
10	伊平屋保育園	46-2466	
11	野甫区長	※学校長より連絡	R5:西銘 敏安(としやす)

(6) 緊急時連絡系統【基本】



- ・発見者は直ちに校長へ伝わるようあらゆる手段をとる。校長不在時は教務と養護教諭で対応
- ・人命優先とするが、可能なかぎり現状の写真を撮っておく。

2 暴風警報(気象災害)への対応

【登校について】

(1) 台風が近づいてくる場合

- ・「暴風警報」が登校前に発令されたら休校。配信メール(スクリレ)で保護者へ配信。
- ※登校後に、暴風警報が発令された場合は、途中下校する。

(2) 台風が遠ざかっていく場合

①午前7時より前に解除……………	通常登校・通常授業(給食有り)
②午前7時～午前8時45分までに解除……………	<u>午前10時までに登校</u> 3校時以降の時間割で授業を実施 授業後、午後4時頃下校(給食有り)
停電で休校や給食提供ができない場合は、 配信メールで保護者へ連絡を行う。	
③午前8時45分～12時の間までに解除……………	<u>午後1時までに登校(昼食を済ませておく)</u> 午後(5校時・6校時)の授業を実施 授業後、午後4時頃下校(給食無し)
④正午以降に解除……………	そのまま休校を継続(終日休校)

【具体的対策について】

- ・屋上図書館クーラー室外機のカバー掛け・窓や外部出入り口溝の新聞詰め
- ・校舎周辺の道具を校内に入れる・花の片付け・危険な木の枝、樹木等の剪定
- ・パソコンの電源を切る(落雷対応)・その他飛散予想物の点検・片付け
- ※野甫大橋の閉鎖が予想されるので食料品等の確保を行う(職員)。

【通過後の対応】

- ・暴風警報解除後：被害状況確認（施設破損、雨漏り、など）→委員会へ報告
- ・生徒登校時：健康・安全確認（必要に応じて委員会へ報告）

(3) その他気象災害

- ・情報収集を行い、委員会と連携して対応する。

3 地震への対応

(1) 発生時

【教室】机の下にもぐり、体を小さくして机の脚をしっかりと押さえる。

【廊下・体育館】腰をおろし、頭を両手で抱える姿勢をとる。

【共通】窓の近くや蛍光灯の下から離れる。

ドアや窓を開ける。（逃げ出す通路の確保）

火を使っているところは、すぐに火を消す。

本棚等倒れかかるおそれのある物や落ちてきそうな物のある所から離れる。

(2) 揺れが治ったら

職員は安全を確認しながら生徒を校庭へ避難させる（おかしもち）。

避難後は人員点呼と健康確認を行い、校長へ報告（けが、健康不良は養護教諭へ）。

情報を収集し「この後に揺れが無い」と判断したら、職員は校舎内を点検する（火元・電気）。

校舎内の安全確認ができたなら、生徒を教室に誘導する。

危険箇所や破損箇所については校長（教頭）に報告する（必要に応じ委員会へ報告）。

4 津波への対応

○津波注意報・津波警報発表時

- ・テレビやインターネットで情報を収集（到達予想時刻・波の高さ）し、校長が避難の判断をする。

【避難と判断した場合】

- ・担任は生徒に救命胴衣をつけさせ、内履きのまま、グンサナ森へ避難する。
- ・職員は火元を確認（教務）し、貴重品（事務員）と救急箱（養護教諭）を持ち避難する。
- ・警報解除または安全が確認できたら、学校へもどる。

5 事故・急病時の対応【※必ず現場写真を撮影しておくこと】

(1) 発見者は、症状が軽ければ、保健室へ運ぶ。重傷の場合は、動かさず学校職員に連絡する。

(2) 軽傷の場合は養護教諭が応急処置を行う。重症の場合は村診療所へ連絡して搬送する。

※重症と思われる場合は、校長（教頭）に報告し指示を受ける。校長は委員会へ連絡する。

(3) 担任は家庭へ連絡し状況を説明する。搬送時は保険証持参のうえ診療所へきてもらう。

(4) 搬送後治療が長引く場合は、途中で学校へ経過を報告する（養護教諭が付きそう）。

(5) 養護教諭が不在の時は、担任や他の教諭が対応する。

(6) 養護教諭は関係者から情報を収集し、事故報告書を作成し委員会に提出する。

(7) 新聞等マスコミへの対応があれば校長（教頭）が行う（窓口の一本化）。

6 不審者への対応

- (1) 発見者は、職員室へ連絡する。
- (2) 複数職員で距離をとり、丁寧に声かけを行う(行動や文言で刺激しない)。
 - ・正当な理由がある場合は関係者で対応する。
 - ・正当な理由が無い場合は退去をするように丁寧に説得する
- (3) 退去後に校長が職員・生徒へ状況を伝える。委員会・駐在所へ報告する。近隣を巡回する。
 - ※退去しない場合は「不審者」と見なし
 - ・即座に駐在所へ通報。・距離をとり説得を続ける(さすまた・ほうき・傘等持参)。
 - ・生徒へ説明し、即時に避難出来る場所へ移動させる(安全確保)
 - ・離れたところから、写真や映像をとったり、服装、体格等を記録する。
 - ※校内に立ち入られた時は、さすまたやほうき、傘等で距離をとり対応する。

【留意事項】

- ・退去後も再び進入しないか見届ける(駐在所との連携や地域への周知)。
- ・負傷者がいる場合は①(6)緊急時連絡系統【基本】や⑤の事故・急病等の対応を行う。
- ・放送を使用する場合は、集会として発信し経路を指示する。不審者を経路から遠ざける。

7 食物アレルギーへの対応

- (1) 発見者は、養護教諭や他の職員を呼ぶ。※急激な体調変化が想定されるため
- (2) 重症度が高い場合は救急車を要請する。※保護者連絡を行い、かかりつけ医を確認する。
- (3) 必要に応じて「エピペン」対応や持参の内服薬を飲ませる。※学校に内服薬は置いてない。
- (4) 養護教諭は、現状報告および原因究明を行い、委員会および保護者へ報告する。

8 給食の事故への対応

- (1) 発見者(異物混入・異臭など)は担任へ報告する。(サイズが分かるように写真を撮る)
 - (2) 担任は、給食を停止し、喫食状況や体調不良の確認をする。
 - (3) 担任は教室での混入の可能性を確認し状況を校長・給食担当へ報告
 - (4) 給食担当は全体の状況把握を行い、場合によって校長と確認し学校の給食停止を行う。
 - (5) 給食担当は異物を現状保存し、給食センターへ電話で報告する。校長は委員会へ報告する。
 - (6) 給食担当は混入の状況をまとめ校長、給食センター、委員会へ報告する。
- ※教室での混入の可能性がある場合は、生徒へ丁寧に聞き取りを行う。
- ※学校外の場合は、委員会(給食センター)の報告を受け必要に応じて、生徒・保護者へ説明する。

9 いじめへの対応(参照:野甫小学校・野甫学校中いじめ防止基本方針)

- (1) 発見者は担任・学年主任・生徒指導主任・管理職へ報告する(抱え込まない)。
 - (2) 被害生徒と信頼関係のある職員が聞き取りを行う(加害者は同席させない)。
 - (3) 校長を中心とし、職員で情報を共有し対応を検討する。
 - (4) 被害者生徒の保護者へ説明を行い要望を聞く。(加害者の謝罪方法は状況を見て対応)
- 【以下の重大事態】は委員会と連携し対応する。必要に応じて第三者委員会を立ち上げる
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- ・一定の期間(30日)連続して学校を欠席している場合

【危機管理の留意点】

- 早期発見 迅速な対応 未然防止 守りぬく体制 心のケアが最優先
- 保護者との連携 関係機関・専門家の活用 「いじめダメ」の学校全体の校風づくり

10 虐待への対応

(1) 発見者は担任・学年主任・生徒指導主任・管理職へ報告する。

- 発見例： 本人・保護者・周囲から 教育相談 担任や養護教諭 学校生活アンケート
 SNS等の書き込み 日々の健康監査

(2) 被害生徒と信頼関係のある職員が聞き取りを行う(守秘義務の徹底)。

- 虐待例： 身体的虐待 性的虐待 ネグレクト 心理的虐待 経済的虐待

(3) 校長を中心に、職員で情報を共有し関係機関(委員会・民生員等)も含めて対応を検討する。

(4) 緊急性があると判断した場合は、校長が児童相談所へ通告を行う。保護者も同時に対応。

【児童虐待防止法 第6条】

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、確証がなくても速やかに市町村児童虐待担当課又は児童相談所(子ども家庭センター等)に通告しなければならない

子どもの命や人権が最優先であり、保護者との関係性を気にして通告をためらわない
 児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (いちはやく)

【危機管理の留意点】

- 早期発見 通告 継続的な支援 心のケアが最優先
- 保護者との信頼関係 速やかな対応 関係機関・専門家の活用と連携

11 セクシャル・ハラスメントへの対応(生徒・職員)

(1) 発見者は最適と思われる人(場合によっては学校外相談窓口)に報告する(守秘義務の徹底)。

- 発見例： 本人・周囲から アンケート SNS等の書き込み 日々の健康監査

(2) 被害生徒と信頼関係のある人物が聞き取りを行う(守秘義務の徹底)。

(3) 対策組織(場合に寄っては、校長が長でなくてもよい)をつくり、外部関係機関(委員会・民生員等)も含めて対応を検討する。

12 教職員の不祥事・健康管理

(1) 発見者は最適と思われる人(場合によっては学校外相談窓口)に報告する(守秘義務の徹底)。

- 発見例： 本人・周囲から アンケート SNS等の書き込み 日々の健康監査

(2) 対象職員と信頼関係のある人物が聞き取りを行う(守秘義務の徹底)。

(3) 対策組織(校長が長で無くてもよい)をつくり、委員会と連携し対応を検討する。

13 Jアラートによるミサイル発射情報への対応

【Jアラートが発信された場合】

- (1) 屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋へ移動する。
- (2) 屋外にいる場合は、できる校舎(頑丈な建物)に避難する

(3)近辺に建物が無い場合は、物陰に身をかくすか、地面に伏して頭部を守る。

※登校前にJアラート放送があった場合は、安全が確認出来るまで登校はしない。

【ミサイルが近くに落下した場合】

(1)屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

(2)屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆い、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

【弾道ミサイルについての確認】

○弾道ミサイルは発射から極めて短時間(5分以内)に着弾する。

○ミサイルの着弾時には、暴風や破片などによる被害が予想される

○Jアラートの続報、テレビ、インターネット等から情報を収集し、落ち着いて行政の指示に従う。

14 個人情報流出への対応(R6 に情報教育から挿入)

(1)発見者は、管理職へ報告する。管理職は教育委員会へ取り急ぎ現状報告を行う。

(2)事実及び状況調査を行い、原因究明・対応について協議する。(必要に応じ委員会も参加)

(3)2次災害対応と保護者及び関係者への周知(場合によっては謝罪)を行う。

【資料】

野甫区防災マップ

